



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 47/2014年9月号

発行日：2014年9月26日

近頃、秋らしい天候が続いております。
 食欲の秋、読書の秋など、様々なことを楽しむのに良い季節ですね。
 充実した実りの秋としていきたいものです。

I. 最新情報（2014年8月1日～2014年8月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年8月 18日	公開 草案	会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について（公開草案）	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、会計基準の改正等に対応した改正を適宜行っておりますが、公表以来永年にわたりメンテナンスが行われていない実務指針等も見受けられるため、現在適用されている会計制度委員会報告等について検討を行い、所要の見直しを行いました。今般、これを草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>なお、このたび記載内容の見直しを行った項目については、新たな取扱いを定めるものではありません。</p> <p><改正する会計制度委員会報告等及び主な改正内容></p> <p>1. 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」</p> <p>（主な改正内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設例4 複数の外貨建金銭債権債務等と為替予約等との対応」における売掛金への為替予約の振当計算の明確化 	本委員会報告等の改正は現行の取扱いを変更するものではないため、確定版の公表日以後に適用することとしております。

			<ul style="list-style-type: none"> ・現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等 <p>2. 金融商品会計に関するQ & A</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持分法の適用対象となっている子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱いの明示 (Q16) <ul style="list-style-type: none"> ・現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等 	
2014 年8月 18日	公開 草案	会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」について (公開草案)	<p>日本公認会計士協会 (会計制度委員会) では、会計基準の改正等に対応した改正を適宜行っておりますが、公表以来永年にわたりメンテナンスが行われていない実務指針等も見受けられるため、現在適用されている会計制度委員会報告等について検討を行い、所要の見直しを行うことといたしました。</p> <p>このたび記載内容の見直しを行った項目については、従来の取扱いと異なるものを含むため、草案を公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p><改正する会計制度委員会報告等及び主な改正内容></p> <p>1. 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年3月31日までに行われた不動産の流動化取引に関する経過措置の削除 (第24項) ・不動産の流動化取引の更新時の適用及び会計処理の明確化 (第21-2項) ・現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等 <p>2. 特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ & A</p> <p>(主な改正内容)</p>	—

			<ul style="list-style-type: none"> ・上記1において、経過措置（第24項）を削除することに伴うQ5の削除 ・現行の関連法令との整合性を図る修正、字句・体裁修正等 	
--	--	--	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年8月 29日	委員 会報 告等	学校法人委員会報告第42号「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針、同研究報告第22号「私立大学退職金財団及び私立学校退職金団体に対する負担金等に関する会計処理に関するQ&A」、学校法人会計問答集（Q&A）第7号「内部取引の表示について」、同第11号「学校法人における土地信託の会計処理について」及び同第13号「有価証券の評価等について」の改正、学校法人委員会研究報告第26号「人件費関係等につい	<p>日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、平成26年7月29日に開催されました常務理事会の承認を受けて、次の学校法人委員会報告等の改正等を公表いたしましたのでお知らせいたします。本改正等は、学校法人会計基準等改正との整合性を図るため、所要の見直しを行ったものです。</p> <p>(1) 学校法人委員会報告第42号「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針の改正について</p> <p>(2) 学校法人委員会研究報告第22号「私立大学退職金財団及び私立学校退職金団体に対する負担金等に関する会計処理に関するQ&A」の改正について</p> <p>(3) 学校法人会計問答集（Q&A）第7号「内部取引の表示について」の改正について</p> <p>(4) 学校法人会計問答集（Q&A）第11号「学校法人における土地信託の会計処理について」の改正について</p> <p>(5) 学校法人会計問答集（Q&A）第13号「有価証券の評価等について」の改正について</p> <p>(6) 学校法人委員会研究報告第26号「人件費関係等について」</p> <p>(7) 学校法人会計問答集（Q&A）第3号「人件費関係」及び同第4号「人件費関係等（その2）」の廃止について</p>	—

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

	<p>て」の公表並びに学校法人会計問答集（Q&A）第3号及び第4号の廃止について</p>	<p>上記(1)は、用語の修正に係る改正であるため、公開草案手続を経ずに公表するもので、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）のソフトウェアについて適用し、平成 27 年 3 月 31 日以前（知事所轄法人については平成 28 年 3 月 31 日以前）のソフトウェアについては、従来どおり「学校法人委員会報告第 42 号「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針」（平成 21 年 1 月 14 日）を適用することとしています。</p> <p>上記(2)から(5)は、研究報告として位置付けられていることから適用時期に関する記載はありませんが、学校法人会計基準等改正との整合性を図るための改正であることから、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）の実務の参考とすることとし、平成 27 年 3 月 31 日以前（知事所轄法人については平成 28 年 3 月 31 日以前）は従前の取扱いを行うこととなりますので、ご留意ください。なお、上記(6)は、所要の見直しの結果、(7)の二つの学校法人会計問答集（Q&A）を一つの研究報告として取りまとめたものです。</p> <p>上記(7)は、上記(6)の取りまとめに伴い廃止いたします。</p> <p>また、「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」（平成 22 年 8 月 11 日付け公表。次の URL を参照）により、上記(1)については、態様の区分の名称を「実務指針」に変更し、上記(3)、(4)及び(5)については、態様の区分の名称を「研究報告」に変更し、新しい号数を付すことといたしました。</p> <p>http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/jicpa_pr/news/post_1396.html</p>	
--	--	---	--

4. IT 関係（IT 委員会）

特になし

5. その他

特になし

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

教育訓練給付金制度の拡充について

雇用保険の教育訓練給付は労働者や離職者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講終了した場合、その費用の一部を支給するものです。

この「教育訓練給付金」の給付内容が平成26年10月1日から拡充されます。新しい制度では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（専門実践教育訓練）を受講した場合に、給付金の給付割合の引上げや追加支給があります。

1) 給付を受けることができる方

- ・初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ・平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者を有している方
- ・平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に10年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から10年以上経過していない場合は、対象となりません。）

2) 給付金の引きあがる講座

次のうち資格試験の受験率及び合格率・就職率等の指定基準を満たす厚生労働省大臣が指定した講座で「専門実践教育訓練」と呼び現在の「一般教育訓練」と区別されます。

①業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

業務独占資格とは資格を持たず業務を行う事が法令で禁止されている資格で看護師や歯科衛生士等医療系資格や理美容、電気工事士、建築士、海技士等26種あります。名称独占資格とは資格をもたずに業務を行う事はできるがその名称の使用は法令で禁止されている資格で、保健師、栄養士、保育士、介護福祉士等8種類あります。これらの資格取得の為に訓練を目標とした養成施設の課程（それを受講する事で公的資格を得る、受験資格を得る等する事）で、訓練期間は1年以上3年以内のもの。

②専門学校の職業実践専門課程

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身に付けられるよう教育課程を編成したものととして文部科学大臣が認定したもので、訓練期間は2年

③専門職大学院

高度専門職業人の養成を目的とした課程で、訓練期間は2年から3年

3) 給付の額

一般教育訓練は受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額で、10万円を上限とし、4千円を超えない場合は支給されません。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

一方、専門実践教育訓練の場合は、受講者が支払った教育訓練経費のうち、40%を支給（年間上限32万円）。更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給（合計60%、年間上限48万円）。給付期間は原則2年（資格の取得につながる場合は最大3年）となっています。

4) 申請手続等について

教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が行います。

一般教育訓練は、受講修了後、教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に、原則として本人の住所を管轄するハローワークに対して、教育訓練給付金支給申請書、教育訓練施設が発行する教育訓練修了証明書、領収書、雇用保険被保険者証等の必要書類を提出することによって行います。

これに対して、専門実践教育訓練の場合は、まず、受講開始日の1か月前までに、訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングにおいて就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票等の書類をハローワークへ提出します。

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則本人の住居を管轄するハローワークに対して、教育訓練給付金の受給資格者証、教育訓練給付金支給申請書、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書、領収書等の書類を提出することによって行います。

支給申請期間は下記のとおりです。

1. 専門実践教育訓練を受講中は、受講開始日から6か月ごとの期間（支給単位期間）の末日の翌日から起算して1か月以内。
2. 専門実践教育訓練を受講修了したときは、受講修了日の翌日から起算して1か月以内。
3. 専門実践教育訓練受講修了後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格取得等し、かつ修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合に追加給付を受けるための支給申請期間は次の期間。

専門実践教育訓練を修了し、資格取得等し、かつ、一般被保険者として雇用された日の翌日から起算して1か月以内（一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了し、かつ、資格取得等した日の翌日から1か月以内）。

なお、申請手続等は原則として、受講者本人が資料を準備して、実施するものであり、従業員がこの制度を利用する場合でも、雇用している会社では特段の手続は必要ありません。

また、受け取った教育訓練給付金は所得税法上非課税所得として扱われます。

※教育訓練給付の対象となる講座は、厚生労働大臣の指定を受けていることが必要です。専門実践教育訓練の対象となる講座は8月中旬から順次決定、公表されております。

指定講座は、お近くのハローワークで一覧表が閲覧できるほか、教育訓練講座検索システムでもご覧になれます。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703